

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和2年 7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品添加物に係る表示 ● 原料ふぐの種類に係る表示 ● 特色のある原材料等に係る表示 <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語を削除。 ● ふぐの種類について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に基づく通知「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）が改正されたため、ふぐの種類標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除。 ● 有機畜産物について、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）の改正により、有機畜産物等が指定農林物資として表示規制の対象となったことを踏まえ、該当する告示を引用するよう改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年7月16日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで ● 令和2年7月16日施行 ● 令和2年7月16日施行 	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_24.pdf
令和2年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定成分等含有食品に係る表示 ● 生水牛乳表示 ● 農産物漬物の内容量表示 ● 精米年月日表示 <p style="text-align: right;">ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正による指定成分等含有食品（特別の注意を必要とする成分等を含む食品）に係る健康被害情報の届出制度の創設に伴い、「指定成分等含有食品である旨」、「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」等の表示を義務付け。 ● 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正により、乳の範囲に「生水牛乳」が追加されたことから、乳の範囲に「生水牛乳」を追加するよう改正。 ● 計量法（平成4年法律第51号）における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、農産物漬物について、計量法の計量方法に基づき内容量を表示するよう改正。 ● 古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる食品ロスの問題や物流上の問題に対応するため、「精米年月日」表示を「年月日」だけでなく、「年月旬」でも表示できるよう改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年6月1日施行 ● 令和2年6月1日施行 ● 令和2年3月27日施行 ● 令和2年3月27日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで 	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200327_07.pdf

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
平成31年 4月25日	● 遺伝子組換え表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝子組換えに関する任意表示制度について、大豆及びとうもろこしについては、分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、「遺伝子組換えでない」旨の表示を可能としていたが、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、 <ol style="list-style-type: none"> ① 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示を行えることとし、 ② さらに、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみ「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするよう改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年4月1日施行 経過措置： 令和5年3月31日までに改正前の食品表示基準により表示した食品については同年4月1日以降も販売可 	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190425_0006.pdf
平成30年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● 無菌充填豆腐に係る表示 ● ボロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）の一般的な名称に係る表示 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存可能な無菌充填豆腐の流通が可能となったことから、無菌充填豆腐に対し、「常温保存可能品」の表示を義務付け。 ● 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）により保護対象とされている「Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）」について、ボロニアソーセージと名称表示ができるよう改正。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年9月21日施行 	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0001.pdf
平成29年 9月1日	● 加工食品の原料原産地表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示を義務付け。原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料が義務表示の対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年9月1日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで 	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0002.pdf